

議事要旨(4) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）より、審議事項（４）－１に基づき、財務諸表表示プロジェクトの状況及びスケジュールについて説明がなされ、荻原主任研究員より、審議事項（４）－２、（４）－３に基づき、包括利益の表示に関する会計基準の文案について説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言等は、以下のようなものであった。

- 持分法適用の被投資会社のOCIに対する持分相当額と貸借対照表の関係がわかりづらい旨、また、結論の背景において1 計算書方式に比べて2 計算書方式の根拠の記載が少なく感じる旨の意見があった。これに対して事務局からは、結論の背景等において記載を工夫したい旨の回答がなされた。
- OCIの内訳開示は連結財務諸表上のみで十分であり個別財務諸表では不要との意見があった。
- 計算書の名称としては「包括損益計算書」がよいとする意見が複数あった。
- 会計基準の早期適用はニーズが乏しいので必要はないとの意見があった一方、できるだけ早く包括利益に慣れるという観点から早期適用を認めるべきとの意見もあった。
- 2 計算書と1 計算書の表示例は、基準本文には含めないほうがよいとの意見があった。
- 過年度遡及の会計基準との関係についての質問があり、これに対して事務局から、現在の基準開発スケジュールを踏まえると、包括利益の表示に関する会計基準の適用初年度は、過年度遡及の会計基準（早期適用なし）の適用初年度よりも前になる見込みである旨が説明された。
- 企業結合プロジェクトの動向次第で改正が必要となる可能性があるので、本会計基準の適用を遅らせることとしてはどうかとの意見があった。これに対して事務局から、プロジェクト計画表に沿って既存の差異として短期に対応するものとして包括利益の表示を検討しており適用時期を遅らせることは考えていない旨の回答がなされた。
- 個別財務諸表にも同時に導入することについて、デメリットの検証が必要ではないかとの意見があった。これに対して、別の委員から、個別財務諸表と連結財務諸表は同一とするのが原則であり、根拠が必要となるのは連結先行とする場合であるとの意見があった。また、事務局からは、財務諸表の理解可能性と比較可能性の観点及び個別財務諸表のみを開示している上場会社への対応から個別財務諸表にも同時に採用する方向で検討を進めている旨の回答がなされた。

以 上